

教育委員会 8 月定例会会議録（要旨）	
招 集 月 日	令和 5 年 8 月 1 0 日（木）
招 集 場 所	瀬戸市役所 庁議室
教 育 長	加藤 正彦
出 席 委 員	委 員 青山 貴彦                      委 員 田中 直美 委 員 小澤 慎太郎                  委 員 竹川 典子 委 員 加藤 千春                      委 員 稲垣 遼
欠 席 委 員	なし
議 案 説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	教 育 部 長      磯村 玲子                  教 育 政 策 課 長      谷口 暎 学 校 教 育 課 長      大羽 健志                  学 校 教 育 課 主 幹      此下 明雄 学 校 教 育 課 主 幹      加藤 都志雄                  図 書 館 長                  吉村 きみ ま ち づ くり 協 働 課 長      杉江 圭司                  文 化 課 長                  井上 紀和 ス ポ ー ツ 課 長      中村 浩司
書 記	教育政策課企画補佐兼課長補佐 松見 健一 教育政策課専門員兼企画係長 松浦 慎造
傍 聴 人 数	1 名
開 会 時 刻	午後 2 時 0 0 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 5 0 分

< 前回会議録の確認 >

7 月定例会会議録について、事務局から報告があり、承認された。

< 議事内容 >

1 報 告

(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について

・後援については、13 件の申請があり、いずれも基準に適合しており、後援を許可したことの報告があった。（教育政策課長 資料 P1, 2）

(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について

・許可済みの後援について、7 件の実績報告があったとの報告があった。（教育政策課長 資料 P3）

(3) 令和 5 年 7 月情報公開請求について

・学校教育課において 4 件の公文書開示請求があったとの報告があった。（学校教育課長 資料 P4）

（質疑応答）

加藤委員	項番 1 について、愛知県外国人児童生徒日本語教育支援事業費の決算が、未確定なので該当文書は存在しないということでしたが、令和 4 年度であれば決定通知時の 7 月 4 日には、決算額は確定しているのではないかと思います。
------	---

学校教育課長	今回のこの開示につきましては、瀬戸市の令和4年度の一般会計の決算書について開示請求されております。こちらについてはまだ議会の承認を受けておらず、まだ決算が確定公表されておられませんので、存在しないということでございます。
加藤委員	そうすると、議会で決算が承認されないうちは未確定という扱いだと、そういうことですか。
学校教育課長	この開示請求の段階においては、まだ市としての決算書は作成されておられませんのでこの段階では未確定とさせていただいたものでございます。
加藤委員	その扱いが他の事業費の決算でも同じだとすると、瀬戸市は9月議会で決算承認をするということなので、それまではその前年度の決算額を開示請求しても、まだ確定していないので、文書不存在という形で開示しないということですか。
学校教育課長	今回につきましては、この請求の開示を求める文書が瀬戸市の決算書であるということをお先方と確認をいたしましたので、これについてはまだ作成していないということでは存在しないとしたものでございます。
加藤委員	例えば、4年度予算執行額と言って開示請求すれば、公開になるわけですね。
学校教育課長	開示請求にあたりまして、請求者とその当該文書を確定するという中で打ち合わせを行いまして、その文書が今おっしゃったような文書であれば、開示できるものは全て開示する予定でございますし、今回については令和4年度決算書であるということだったので、この7月の段階では作成されていないという判断をしたものでございます。

(4) 物損事故の報告について

- ・令和5年5月ににじの丘小で発生した物損事故について報告があった。(学校教育課長 資料P5)

(質疑応答)

稲垣委員	今回の事案においては、児童が学校支援員の私物を破損したという案件ですので、事故概要からすると、児童と当該支援員と個人的な賠償の問題であって、通常であれば市が賠償するという事には至らないかと思うのですが、市が賠償した理由を教えてくださいいただけますでしょうか。
学校教育課長	この事故を起こした児童につきましては年度当初から特性といたしまして、他者の眼鏡やマスクに興味を持ち、奪い取るという事案を起こしておりました。教員間におきましてはその対応について周知がされていたところでございますけれども、今回、被害を受けた支援員につきましては、週2回勤務であったことから、十分な情報共有、注意喚起がなされていなかったということで市に責任があると判断したものでございます。
稲垣委員	環境安全配慮義務という観点で過失があるということが明らかであるのであればこの内容で異論はありません。

加藤委員	瀬戸市の専決処分について教えてください。賠償金等については条例で一定の金額未満の場合は専決できるという規定があるかと思うのですが、その金額について教えてください。また、本件は6月16日に専決したということですが、この日は6月定例会市議会の会期中であることから、そこで報告すべきではないかと思うのですが、それでもそこは確認されたのでしょうか。
学校教育課長	最初のご質問である議会の権限に属する事項の市長の専決処分は、市が当事者である和解および調停につきましては、その価格が1件50万円以下となっております。2つ目のご質問につきましては、専決処分の日は6月16日でございますが、6月の市議会開催中には全ての処理が完了しなかったことから、今回の9月市議会に上程するというところでございます。
青山委員	今回は、健康被害は無かったかと思うのですが、当該児童がそういうことを繰り返す恐れがあるということは、眼鏡だと眼球損傷などの心配があります。子供同士だとマスクでの事例がいくつかあり、ゴムで被害を受けたという事案があるので、親御さんや子どもに対して、何らかの対応が必要かと思うのですが、いかがでしょうか。
学校教育課長	学校においては、児童を含めて話し合いが行われ、指導がなされていると聞いております。

(5) せと歴！「源敬公（徳川義直）廟保存修理工事見学会」「広久手窯跡群の発掘調査を見に行こう」について

- ・令和5年度8、9月に実施する文化課のイベントについて報告があった。（文化課長 別添資料）

## 2 議 案

第26号議案 令和5年度瀬戸市教育委員会9月補正予算（案）について

- ・令和5年度瀬戸市教育委員会9月補正予算（案）について、各担当課長から資料に沿って説明があった。（教育政策課長、学校教育課長、図書館長 当日配布資料）

- ・議決結果：採択（賛成6、反対0）

（質疑応答）

加藤委員	ラーケーションについてお尋ねします。新聞報道では9月以降、準備ができた市町村から順次始めていくということですが、瀬戸市はいつから開始するのですか。
学校教育課長	本市では10月2日から開始することを予定しております。
加藤委員	新聞報道によるとラーケーションを実施するにあたっては保護者が事前に計画書を提出する必要があるということですが、その計画書に記載すべき事項というのはどんなことなのですか。
学校教育課主幹	計画書については学校への提出は求めておりません。県のホームページからダウンロードして、家庭の中で親子で話し合いながら、どんな校外学習をして、何を学ぼうかといったような計画を立てることに活用できるようになっているものです。

加藤委員	そうすると実際に学校に連絡すべき事項というのは、何月何日にラーケーションを活用して休むということだけを伝えれば良いのですか。
学校教育課主幹	前月 15 日までに申し出があれば、給食の対応もできるかと思っておりますのでそういったことで周知をしております。いつ休むかの報告で受付という対応を学校ではしていくことにしております。
加藤委員	ラーケーションを実施する場合には、生徒がある程度分散して休むと思うのですが、その休んだ分の学習を自分で家庭で学習することによって補ってもらわなければならないかと思っております。具体的に学校で生徒に対してラーケーションを活用するにあたっては、ちゃんと勉強しなさいとか、自習しておきなさいといったような指導をする考えはありますか。
学校教育課主幹	7月の段階でラーケーションについてのQ&Aを含めた県のホームページが開設されましたので、これをご覧くださいというアナウンスをしております。それから、9月にパンフレットを作成して配る予定ですが、そこに今お話がありましたように、復習等が必要であれば家庭での学習が中心となりますので、その点にご留意いただきたいということを周知していきたいと考えております。
小澤委員	ラーケーションの日関連の補正予算を見させていただきますと、トナーや紙といういわゆる紙ベースのお考えだと思うのですが、この先もこうした保護者の通知であったり、保護者から学校への提出物といったものは、紙ベースでやることを当面は持続されていくのか、それともタブレットを使って、そういったものは変えていくという方向であるのかということ教えてください。
学校教育課主幹	今回、ラーケーションにつきましては非常に大きな動きであり、子供たちにも保護者にも周知していくことが非常に大切であるという事で、県も補助するという事ですので、今回は印刷をして渡すことにしておりますけれども、ご承知のように、子供が持ち帰ってくる学校からの配布されたペーパーが非常に多いといったことについては、改善していく必要がありますので、通信アプリ等を使って、配布については極力電子化をして、保護者のもとに届けるように改善をしている最中でございます。

第 27 号議案 教育委員会に係る事務の管理及び執行状況についての点検及び評価並びにその公表について

- ・瀬戸市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書（対象：令和4年度）について、資料に沿って説明があった。（教育政策課長 資料 P6, 別添資料）
- ・議決結果：採択（賛成 6、反対 0）

第 28 号議案 令和 5 年度瀬戸市教育委員会感謝状の贈呈式について

- ・令和 5 年度瀬戸市教育委員会感謝状の贈呈式について、資料に沿って説明があった。（教育政策課長 資料 P7～P11）

- ・議決結果：採択（賛成6、反対0）

第29号議案 瀬戸市立小学校の通学区域を定める規定の一部改正について

第30号議案 瀬戸市立中学校の通学区域を定める規定の一部改正について

- ・瀬戸市立小学校の通学区域を定める規定の一部改正と瀬戸市立中学校の通学区域を定める規定の一部改正について、資料に沿って説明があった。（学校教育課長 資料P13～P16）

- ・議決結果（第29号）：採択（賛成6、反対0）

- ・議決結果（第30号）：採択（賛成6、反対0）

#### 4 その他

日程について（資料P17）

- ・9月定例教育委員会は9月14日（木）14:00から市役所庁議室で開催することの連絡があった。
- ・10月定例教育委員会は10月2日（月）10:00から市役所庁議室で開催する予定であることの報告があった。

教育長

加藤正彦

教育長職務代理

青山貴彦